

国民健康保険税率等改正のお知らせ

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、皆さんで支え合う制度です。また、国民健康保険は都道府県単位で財政運営をされており、皆様にご納付いただいた国民健康保険税や国や県からの交付金を財源に運営されています。令和8年度からは、子育て支援を拡充する目的で、全ての健康保険から拠出する「子ども・子育て支援金制度」を段階的に実施することが、法律に規定されています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

～令和8年度税率等改正のポイント～

- ・ 子ども・子育て支援納付金分の追加
(国民健康保険、後期高齢者医療保険を含む全ての医療保険制度での追加)
- ・ 法定軽減対象世帯の所得基準を拡大
- ・ 課税限度額の引き上げ(医療給付費分)

○税率比較表

令和7年度	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分(40～64歳)
所得割	7.14%	2.72%	2.48%
均等割(1人あたり)	31,000円	12,700円	12,700円
平等割(1世帯あたり)	22,000円	7,800円	7,000円
課税限度額	660,000円	260,000円	170,000円



令和8年度	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	子ども・子育て支援納付金分※2	介護納付金分(40～64歳)
所得割※1	7.14%	2.72%	0.29%	2.48%
均等割(1人あたり)	31,000円	12,700円	1,300円	12,700円
18歳以上均等割(1人あたり)※3	—	—	100円	—
平等割(1世帯あたり)	22,000円	7,800円	800円	7,000円
課税限度額	670,000円	260,000円	30,000円	170,000円

※1 所得割は前年中の総所得金額等から基礎控除額(最大43万円)を引いた額に税率をかけて算出します。

※2 「子ども・子育て支援納付金分」について、18歳未満被保険者の「均等割」は、全額軽減されます。

※3 「18歳以上均等割」とは、18歳未満被保険者の軽減された「均等割」の分を補うものとして、18歳以上被保険者に賦課されるものです。

国民健康保険税額は、所得や世帯構成によって異なります。試算を希望される場合は、下記をお持ちのうえ、国保医療課窓口までお越しください。(電話やメールでの回答はできません。)

○窓口にお越しになる方の本人確認書類

○令和7年中の収入・所得がわかるもの(確定申告の控え、源泉徴収票等)

※世帯主および国保加入者全員分が必要です。所得がない場合は、その旨を窓口にてお申し出ください。

○法定軽減対象世帯の拡大

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減しています。今回、負担軽減を図るため、所得基準を下表のように拡大します。

※国民健康保険税の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告（確定申告や市への申告、簡易申告）をされていない方は、申告が必要です。

軽減割合	世帯の合計所得	世帯の合計所得
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更なし
5割	43万円+(30.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(31万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(57万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

○計算例（以下、医療給付費分→医療分、後期高齢者支援金等分→後期分、介護納付金分→介護

分で表記）

ケース① 被保険者3人（夫35歳 所得350万円・妻35歳 所得0円・子5歳 所得0円）

※未就学児均等割軽減（5割）適用

※子ども・子育て支援納付金分の18歳未満被保険者均等割の全額軽減適用

令和7年度課税額 441,600円 → 令和8年度課税額 454,100円 **年間12,500円 増**

令和7・8年度国保税(医療分、後期分、介護分)

	医療分	後期分	介護分
所得割	219,198円	83,504円	0円
均等割	77,500円	31,750円	0円
平等割	22,000円	7,800円	0円
合計※	318,600円	123,000円	0円

※100円未満端数切捨て

令和8年度国保税(子ども・子育て支援納付金分)

	子ども・子育て支援納付金分
所得割	8,903円
均等割	2,600円
18歳以上均等割	200円
平等割	800円
合計※	12,500円

ケース② 被保険者1人（夫67歳 擬制世帯主 所得0円・妻60歳 所得0円）

※擬制世帯主…知立市国民健康保険以外の健康保険に加入している世帯主のこと

※法定軽減（7割）

令和7年度課税額 27,900円 → 令和8年度課税額 28,500円 **年間600円 増**

令和7・8年度国保税(医療分、後期分、介護分)

	医療分	後期分	介護分
所得割	0円	0円	0円
均等割	9,300円	3,810円	3,810円
平等割	6,600円	2,340円	2,100円
合計※	15,900円	6,100円	5,900円

※100円未満端数切捨て

令和8年度国保税(子ども・子育て支援納付金分)

	子ども・子育て支援納付金分
所得割	0円
均等割	390円
18歳以上均等割	30円
平等割	240円
合計※	600円

ケース③ 被保険者2人（夫48歳 所得300万円・妻46歳 所得100万円）

令和7年度課税額 536,900円 → 令和8年度課税額 549,600円 年間12,700円 増

令和7・8年度国保税(医療分、後期分、介護分)

	医療分	後期分	介護分
所得割	224,196円	85,408円	77,872円
均等割	62,000円	25,400円	25,400円
平等割	22,000円	7,800円	7,000円
合計※	308,100円	118,600円	110,200円

※100円未満端数切捨て

令和8年度国保税(子ども・子育て支援納付金分)

	子ども・子育て支援納付金分
所得割	9,106円
均等割	2,600円
18歳以上均等割	200円
平等割	800円
合計※	12,700円

ケース④ 被保険者1人（世帯主65歳 所得60万円）

※法定軽減（5割）

令和7年度課税額 53,400円 → 令和8年度課税額 54,900円 年間1,500円 増

令和7・8年度国保税(医療分、後期分、介護分)

	医療分	後期分	介護分
所得割	12,138円	4,624円	0円
均等割	15,500円	6,350円	0円
平等割	11,000円	3,900円	0円
合計※	38,600円	14,800円	0円

※100円未満端数切捨て

令和8年度国保税(子ども・子育て支援納付金分)

	子ども・子育て支援納付金分
所得割	493円
均等割	650円
18歳以上均等割	50円
平等割	400円
合計※	1,500円

ケース⑤ 被保険者4人（夫45歳 所得271万円・妻41歳 所得0円・子15歳 所得0円・子11歳）

※令和8年度より法定軽減（2割）の拡大対象世帯

※子ども・子育て支援納付金の18歳未満被保険者均等割の全額軽減適用

令和7年度課税額 518,200円 → 令和8年度課税額 480,100円 年間38,100円 減

区分	医療分		後期分		介護分		子ども・子育て支援納付金分	
年度	R7年度	R8年度	R7年度	R8年度	R7年度	R8年度	R7年度	R8年度
所得割	162,792円	162,792円	62,016円	62,016円	56,544円	56,544円	-	6,612円
均等割	124,000円	99,200円	50,800円	40,640円	25,400円	20,320円	-	2,080円
18歳以上均等割	-	-	-	-	-	-	-	160円
平等割	22,000円	17,600円	7,800円	6,240円	7,000円	5,600円	-	640円
合計※	308,700円	279,500円	120,600円	108,800円	88,900円	82,400円	-	9,400円

※100円未満端数切捨て

○令和 8 年度国民健康保険税の納期

前年中の所得に基づき計算した保険税額を、7 月中旬発送の納税通知書にてお知らせします。納税通知書は、世帯主あてにお送りします。

国民健康保険税は、世帯主が職場の健康保険に加入していても、同じ世帯の中に国民健康保険に加入している人がいると、世帯主が納税義務者になります。

＊普通徴収（口座振替、金融機関、コンビニ、スマホ決済アプリ等で納付する方法）

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
納期限	令和 8 年 7 月 31 日	8 月 31 日	9 月 30 日	11 月 2 日	11 月 30 日	12 月 25 日	令和 9 年 2 月 1 日	3 月 1 日

現在国民健康保険に加入中で、納付書等の方法で納付されている世帯につきましても、随時口座振替の受付を行っていますので、ぜひご利用ください。

＊特別徴収（年金からの天引きにより納付する方法）

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
納付月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月

◎特別徴収の対象者

次の 6 つすべての条件に該当する世帯 は、年金天引き（特別徴収）となります。

1. 世帯主が国保に加入している。
2. 世帯内の国保加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満である。
3. 世帯主が年間 18 万円以上の年金を受給している。
4. 世帯主の介護保険料が年金天引きの対象である。
5. 世帯の国保税と世帯主の介護保険料と合わせた額が年金天引きの対象となる年金額の 2 分の 1 を超えない。
6. 国民健康保険税を口座振替で納付していない。

※年金天引き（特別徴収）の対象者であっても、申出により「普通徴収(口座振替)」で保険税を納めることも可能です。

○産前産後期間の保険税の減額について

令和 5 年 11 月 1 日以降に被保険者が出産予定の（又は出産した）場合、国民健康保険税の所得割と均等割が出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月まで減額されます。

（多胎児の場合は、出産予定月（又は出産月）の 3 か月前から出産予定月（又は出産月）の翌々月）

出産予定日の 6 か月前から届出ができます。出産後の届出も可能ですので、対象となる方は母子手帳などの出産日（又は出産予定日）・分娩者が確認できるものをお持ちの上、申請をお願いします。

○特定健診を受診しましょう

特定健診は、1 万円程度の検査内容を 40 歳から 74 歳までの方は無料で受けられます。死亡原因の約 6 割を占める生活習慣病を予防するために特定健診を受診し、健康寿命を延ばしましょう。

対象となる方には、5 月下旬に受診券と併せて案内を発送します。受診券が届かない方も受診ができる場合がありますので、知立市 国保医療課 国保年金係にお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

国民健康保険について：知立市 国保医療課 国保年金係 TEL 0566-95-0123（直通）

子ども子育て支援金制度について：子ども・子育て支援金制度コールセンター TEL 0120-303-272